

福祉新聞を読もうと手にとったら、いきなり「立ち上がり社会福祉法人」という見出しが飛び込んできた。対談で、全社協会長は「今は、社会福祉法人の転換期で、行政に頼る時代が終わり、よいよ自己責任で運営しなければならない時代になった。社福法人はスピード的に改革に取り組む必要がある。今通常国会で成立するであろう『社福法制度改定』の柱は『経営組織のガバナンス強化、財務諸表の公開など事業運営の透明性向上、地域で公益事業を行う責務の三つ』だ」と言つている。

社会福祉法人の施設が、措置制度から脱却した経営センスを持つことを求められてから長い。確かに、事業の対象が保護すべき障害者であることから、利潤追求をする企業経営と同じようにはなかなかかない。確かに、自立した経営組織のガバナンスが保たれていたが、事業を行つて胸を張れるようなくらいだ。組織体制は、まだできていはない。

福祉新聞を読もうと手にとつたら、いきなり「立ち上がり社会福祉法人」という見出しが飛び込んできた。対談で、全社協会長は「今は、社会福祉法人の転換期で、行政に頼る時代が終わり、よいよ自己責任で運営しなければならない時代になった。社福法人はスピード的に改革に取り組む必要がある。今通常国会で成立するであろう『社福法制度改定』の柱は『経営組織のガバナンス強化、財務諸表の公開など事業運営の透明性向上、地域で公益事業を行う責務の三つ』だ」と言つて

の見直しを図り、執行機関をはつきりさせるための本部機能を高めたいと思つてはいるが、本部の人事費を絞り出すのに困難がある。また、利潤追求と相反するニーズを持つ当事者の意向を反映しながら、地域の人々に共生の姿勢を求めて、法人の理事長は名譽職で、実務に関わらなくても済んだと聞いている。即ち、公の支配のもとにある措置施設は、行政監査や、指導を受けたことを守つていれば潰れないと言っていたから成り立つた話。社会福祉の基礎構造改革が進められても、時代のニーズに応えられないでは論外にしてはいる。も、障害者福祉分野で主体的な経営をするには、行政の下支えがなければ、成り立たない。

当法人では、財務諸表の公開は、毎年行つてはいる。また、そもそも、親の会運動から始まつた施設であり、開

つどいの家 理事長
社会福祉法人
つどいの家
下郡山 和子
つどいのこと
社会保障費を増額すべき、仙台市は、条例施行に合わせて合理的配慮をしつかりとく



つどい

第21号
平成28年3月31日
発行者

社会福祉法人 つどいの家
理事長 下郡山 和子
〒984-0838 仙台市若林区
上飯田一丁目17-58
TEL 022(781)1571
FAX 022(781)1573
URL: www.tsudoinoie.or.jp

透明性は担保されている。そして、公益事業としては「レスパイトサービス」「自立体験ステイ事業」「福祉有償運送事業」も細々と行い、宿泊旅行をサポートする「泊まるんだーサービス」も行つてはいる。財政基盤もない小さな法人にとつては精一杯である。経営的にはマイナスで、いつも資金繰りに追われている。しかし、重いしょうがいがある人達が、人間らしく地域で生きるために必要な支援を目指すからこそ生み出したのである。そして、様々なイベントや研修会を開き、地域貢献を心がけている。

さりながら、資金がなくては何もできない。重い知的しょうがいに複数の映しながら、地域の人々に共生の姿勢を求めて、法人の理事長は名譽職で、実務の見直しを図り立つた話。社会福祉の基礎構造改革が進められても、時代のニーズに応えられないでは論外にしてはいる。も、障害者福祉分野で主体的な経営をするには、行政の下支えがなければ、成り立たない。

当法人では、財務諸表の公開は、毎年行つてはいる。また、そもそも、親の会運動から始まつた施設であり、開

所前から会報や様々な通信を発行し、障害者福祉への理解を求めてきた。発信は充分にしており、地域や職員、利用者、家族との情報共有に努めている。透明性は担保されている。そして、公益事業としては「レスパイトサービス」「自立体験ステイ事業」「福祉有償運送事業」も細々と行い、宿泊旅行をサポートする「泊まるんだーサービス」も行つてはいる。財政基盤もない小さな法人にとつては精一杯である。経営的にはマイナスで、いつも資金繰りに追われている。しかし、重いしょうがいがある人達が、人間らしく地域で生きるために必要な支援を目指すからこそ生み出したのである。そして、様々なイベントや研修会を開き、地域貢献を心がけている。

さりながら、資金がなくては何もできない。重い知的しょうがいに複数の映しながら、地域の人々に共生の姿勢を求めて、法人の理事長は名譽職で、実務の見直しを図り立つた話。社会福祉の基礎構造改革が進められても、時代のニーズに応えられないでは論外にしてはいる。も、障害者福祉分野で主体的な経営をするには、行政の下支えがなければ、成り立たない。

当法人では、財務諸表の公開は、毎年行つてはいる。また、そもそも、親の会運動から始まつた施設であり、開

連携して育つていくべきものであるから、もつともと地域にむけ発信し、寄付が集まるような仕掛けを考えろ」ということか・・・。
高齢となられた保護者には、我が子の行く末を案じられておいでの方も多い。ご本人たちが親元を離れ、グループホームで生活が出来るようにと準備を重ねてきたが、震災以降、様々な要因で建物の確保も難しかった。このたび、やっと、民間の建設業者と土地所有者の連携で、建て貸しでの建物を確保できることとなつた。しかし、その運営のための人材の確保に苦労している。当事者の家族や、当法人に関わる皆さんには無関心でいて欲しくない。重いしょうがいがある本人に一番近い存在として、彼らの権利を守るために協力して欲しいし、地域の方にとつては無いはず。

憲法25条は、「1、すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。2、国は、全ての生活の見直しを図り、執行機関をはつきりさせるための本部機能を高めたいと思つてはいるが、本部の人事費を絞り出すのに困難がある。また、利潤追求と相反するニーズを持つ当事者の意向を反映しながら、地域の人々に共生の姿勢を求めて、法人の理事長は名譽職で、実務の見直しを図り立つた話。社会福祉の基礎構造改革が進められても、時代のニーズに応えられないでは論外にしてはいる。も、障害者福祉分野で主体的な経営をするには、行政の下支えがなければ、成り立たない。

当法人では、財務諸表の公開は、毎年行つてはいる。また、そもそも、親の会運動から始まつた施設であり、開

原点回憶

常務理事 佐藤 吉久

あの未曾有の被害をもたらした東日本大震災が発生してから早いもので5年を迎えることになります。その節目の年に、国会では「社会福祉法人制度改革」と称して、抜本的な見直しを行おうとしています。当法人においても、平成4年に社会福祉法人格の認可を受けてから四半世紀が経とうとしています。めぐり合わせとはいえ、何か法人にとつての大きな転換期を感じさせる今日この頃です。

そんな折に、今年も多くの職員が退職します。それぞれに事情がありやむを得ないこともありますが、とても大きな痛手です。せめて退職される皆さんにとつては、つどいの家での経験を次のステージで十二分に活かしていただき、それぞれの人生に幸あることを願うばかりです。

福祉業界に関わらず、少子高齢社会に突入した日本は、労働力人口の減少により人手不足が方々から叫ばれています。私たちも、若い人材を求めようと、「つどいの家」職員としてのやりがいなどを伝えるべく、職員数人にスポットをあてた紹介ビデオを作成し、年度当初から福祉系を問わず、各大学・専門学校を訪問させていただきましたが、今現在もなお、不足人員を補うことができません。果たして新しい年度を迎えることができるのか心配がつきません。4人に1人が入職して3年内で離職している現状です。特に

「つどいの家」においては震災後、先々に不安を抱き、多くの中堅層が抜けてしましました。その中、今年度内で退職する常勤職員は全体の1割を超えて、先々の事業展開に影響を及ぼしかねません。学生の就職志望もここ数年、福祉離れが顕著にみられます。福祉系の専門課程においても定員割れが生じ、また福祉系在学者も大半が一般企業を志望するという状況を耳にします。昨今の福祉の現場における虐待のニュースもあとを絶たず、過酷な労働環境だけがマスメディアに取り上げられ、学生の親御さん自らが福祉関係に就職することを拒んでいる時代です。私たちが、これまで行政や報道機関を通して訴えかけてきた行動が、逆にマイナスのイメージを一般に植え付けてしまったのかと自暴自棄にすらなります。『つどいの家』は、平成27年度において職員の処遇・待遇改善や労働環境の見直しに多くの時間をかけて検討してきました。賃金のベイスアップは無論のこと、モチベーションとスキル向上を図るため、資格取得奨励助成金を独自に創設し、また新任職員研修制度や社会保険労務士（後述紹介）を迎えて、労務管理の確立にも力を注いできました。また短時間労働者の多様な働き方に対応するため、人事制度や就業規則等を抜本的に見直しています。私が「つどいの家」に入職して数十年が経ちますが、恐らくこれだけの大改造は例がないと思います。何においても、職員がこの仕事に誇りを持ち、使命をもつて取り組んではほしい、その一念だけといつても過言ではありません。法人内のある会議

の中でも、合理化・省力化を図るための協議がなされることが多くあります。そのこと 자체を否定するつもりはありませんが、本来の私たちの仕事は誰のためにあるのか、自分の生活ももちろん大事ですが、そのことの前に、私たちが向き合っているしようがないのある方々が置かれている現状を何とかしたい、その想いが最も重要であり、それが私が私たちの使命感を強め、誇りにも成りえるのではないでしょうか。この誇り（＝やりがい）をいかに伝え、『共感』を得るために努力を欠かしてはいけないと思っています。制度改革の柱の一つにある情報提供・公開の義務化（国民への説明責任）で示されている会計諸帳簿や役員報酬等の透明性確保と開示なども大事ですが、前述の人材不足や福祉に対するマイナスイメージを払拭するための『共感』を得る取り組みこそが眞に外部に伝えていくべきことなのではないでしょうか。無論、『共感』を得るために、一方的な押し付けであつてはいけません。相手を理解し、認め合うことも大事です。当法人の職員に、利用者への「個別支援」や「本人主体の支援」を意識するあまり、周囲への『共感』を得るための努力が薄らいでしまったのだとすれば、今こそ、つどいの家の『原点』に立ち返つていかなければならぬと思います。その取り組みに専門性は必要ありません。こんな時代だからこそ、『原点回帰』し、つどいの家の精神を皆で共有したいものです。

地域・人・情報のつながる力こそが大切だという防災への貴重な提言。

【書籍販売のご案内】

東日本大震災としようがいのある人の暮らし
社会福祉法人つどいの家の記録

一冊2,160円(税込)
請求書を同封致します。

注文用紙はお手頃価格で販売しております。
直接購入、注文用紙のFAX（注文用紙はホーマークホームページからダウンロード可）にて申込み下さい。

社会福祉法人つどいの家
(本部) つどいの家・コペル
電話 0222-173-1111

電話
FAX
0221-7811155771

社会保険労務士挨拶

赤平 美由紀

障害者支援という事業はサレビスが多岐にわたり、「人」が相手の職種です。そのため、労働基準法等の労働関係法令を適用することが困難な場面もあるとは想定していましたが、現場の皆様との打合せでは毎回、私の想像をさらに超える事例も飛び出します。その一つひとつについて法令遵守の観点と他法人での事例を交えて検討し、解決策を探していくことが私の仕事となるわけですが、正直なところ、「これは大変な仕事を天から与えられてしまったぞ！」と思うこともあります。

大変な仕事を目の前になると逃げ出してしまいたくなる人もいますが、今のところ私は、ご相談い

現在、就業規則見直しという大がかりなプロジェクトに参加させていただいています。まず当事務所から法人本部に改正案をお示しし、打合せを重ねて、法人全体の現状を考慮して修正を続けて参りましたが、年末から各事業所の管理者の皆様のご意見もお聞きする機会ができました。

つどいの家の仕事が好きな方々、その仕事の現場を抱える責任を負う法人、その提供する事業を必要としている利用者様、みんなの幸せが長く続く「職場」を作つていくことに、私もこれから長く携わらせていただきたく思いますので、今後ともよろしくお願ひいたしま

つたり、仕事に対するその他様々な「思い」が込められていくのだ
と、私は解釈しています。それを単純にひとことで答える人は、実はそこまで仕事を「好き」だと思える人が存在しているという事実は、法人にとつてかけがえのない財産です！

何か私をうながせるのか?と改めて考へると、現場の方々の仕事にかける「思い」なのかな、と気が付きました。ある事例を検討している際に思わず、「大変なお仕事ですよね。」などと、何のひねりもない率直な感想をこぼしてしまったのですが、それに対するある方のお答えは、「(この仕事が)好きだから(そうは感じない)。好きじゃないとやつていけないです。」という、シンプルなものでした。この「好き」の中には、利用者様と接することに感じる楽しさであったり、地域の方々に必要とされている障害者支援という事業に関わっているという誇りであ

「ただく全ての事例をクリアにし、法人側も、働く職員の皆様も、双方に良い条件で仕事に専念できる状況に到達し、つどいの家が長く継続して地域に貢献していただき続けるようにしたい！」という欲求の方々が勝つて、逆に投げ出したくないと感じています。

産業医挨拶

佐藤
一朝

- ① 健康診断及び面接指導等の実施並びに、これらの結果に基づく労働者の健康を保持するための措置に関すること

② 作業環境の維持管理に関するこ

と

③ 作業の管理に関すること

④ 前各号に掲げるもののほか、労働者の健康管理に関すること

⑤ 健康教育、健康相談その他労働者の健康の保持増進を図るために措置に関すること

⑥ 衛生教育に関するこ

と

⑦ 労働者の健康障害の原因の調査及び再発防止のための措置に関するこ

と



いよいよです。昨年中に、つどいの家が運営する事業所をほとんど見ることが出来ました。事業所により、業務内容、職員の数、利用者の数、勤務形態が様々ですが、どの事業所においても、皆が心身共に健康な状態で仕事ができるよう、お手伝いが出来ればと思ひます。

結果（ストレスチェック）及びその義務付けることなどを内容としたものであります。現在、義務化された事業所であるつどいの家・コペルで、ストレスチェックをはじめるための準備を進めています。私は昭和四十七年に仙台で始まつた「手足の不自由な子供のキヤンブ」（現きぼつこキヤンブ）に、当初から関わってきました。また、昨年三月まで三十年余り、宮城県拓桃医療療育センター（旧称宮城県整肢拓桃園）に勤務していました。これまで、つどいの家の存在は、かなり以前から知っていました。また、顔見知りの利用者さんも沢山

産業医として行う具体的な活動を挙げると、衛生委員会への出席、事業場の巡視、健康相談、休職・復職相談などです。今年はさらに、昨年十二月に施行された、ストレスチェック制度関連の業務が本格的に加わる予定です。ストレスチェック制度は、毎年一回、心理的な負担の程度を把握するための検

「本人主体の支援」の意味

（東北大学大学院教育学研究科教授）
理事 川住 隆一

2、「支援」の意味

まずは、「支援」の意味から考えてみましょう。辞書的ではなく私なりに考えると、「支援」には大きく分けて2つの種類があります。それは難しいので、あらかじめ可能な支援メニューを整理しておくこだわりであります。一つは、相手の「要望」を受け行う支援です。ただそれには必要かもしれません。しかしこれから対応で

の意味については、そのニュアンスからある程度は予想がつきますが、では何かと問われると答えに困ってしまいます。一言では言えず、説明しようとするとまとまりがつかなくなってしまいそうに思います。また、そもそも「（支援者が主体）を受ける」本人が主体でない支援などというものはあるのだろうか、あるのならそれは「支援者が主体」の支援なのだろうか。「本人のため」はどうちらの場合でも言えるかも知れないけれども、本人主体と支援者主体の違いはどこにあるのだろうか、等々いろいろ考えていたりとあります。しかし、自信はなく、自分相手には、特に困り感はないし、自分相手は、楽しく過ごしたいと思つています。しかし、自信はなく、自分相手には是非この言葉の意味するこだわりであります。

以上のような支援に当たつては、相手の力量を高めようとは考えず、相手の理解を得る工夫と努力が必要になります。しかし、自分相手には、日々の実践は、畏敬と優しさをもつて相手に触れ、それに応答し、行為の意味を発見し、相手の生活の充実を願つて共に在ります。そして、われわれと相手の関係は、自分も変化しつつあります。そのため、「適時・適切・適度な支援」という視点を忘れてはならないと思います。つまり、相手は自分の「要望」が受け止められなかつたと思つてしまえば、相手は自分の「要望」が受け止められなかつたと思つてしまふかもしれません。支援者が適切の「要望」を拒否するといふことは、相手の様子から見ると、それが不快な様子や拒否したことから対応であります。

しかし、自信はなく、自分相手には、特に困り感はないし、自分相手は、楽しく過ごしたいと思つています。しかし、自信はなく、自分相手には、日々の実践は、畏敬と優しさをもつて相手に触れ、それに応答し、行為の意味を発見し、相手の生活の充実を願つて共に在ります。そして、われわれと相手の関係は、自分も変化しつつあります。そのため、「適時・適切・適度な支援」という視点を忘れてはならないと思います。つまり、相手は自分の「要望」が受け止められなかつたと思つてしまふかもしれません。支援者が適切の「要望」を拒否するといふことは、相手の様子から見ると、それが不快な様子や拒否したことから対応であります。

以上のような支援に当たつては、相手の力量を高めようとは考えず、相手の理解を得る工夫と努力が必要になります。しかし、自分相手には、日々の実践は、畏敬と優しさをもつて相手に触れ、それに応答し、行為の意味を発見し、相手の生活の充実を願つて共に在ります。そして、われわれと相手の関係は、自分も変化しつつあります。そのため、「適時・適切・適度な支援」という視点を忘れてはならないと思います。つまり、相手は自分の「要望」が受け止められなかつたと思つてしまふかもしれません。支援者が適切の「要望」を拒否するといふことは、相手の様子から見ると、それが不快な様子や拒否したことから対応であります。

以上のような支援に当たつては、相手の力量を高めようとは考えず、相手の理解を得る工夫と努力が必要になります。しかし、自信はなく、自分相手には、日々の実践は、畏敬と優しさをもつて相手に触れ、それに応答し、行為の意味を発見し、相手の生活の充実を願つて共に在ります。そして、われわれと相手の関係は、自分も変化しつつあります。そのため、「適時・適切・適度な支援」という視点を忘れてはならないと思います。つまり、相手は自分の「要望」が受け止められなかつたと思つてしまふかもしれません。支援者が適切の「要望」を拒否するといふことは、相手の様子から見ると、それが不快な様子や拒否したことから対応であります。

以上のような支援に当たつては、相手の力量を高めようとは考えず、相手の理解を得る工夫と努力が必要になります。しかし、自分相手には、日々の実践は、畏敬と優しさをもつて相手に触れ、それに応答し、行為の意味を発見し、相手の生活の充実を願つて共に在ります。そして、われわれと相手の関係は、自分も変化しつつあります。そのため、「適時・適切・適度な支援」という視点を忘れてはならないと思います。つまり、相手は自分の「要望」が受け止められなかつたと思つてしまふかもしれません。支援者が適切の「要望」を拒否するといふことは、相手の様子から見ると、それが不快な様子や拒否したことから対応であります。

以上のような支援に当たつては、相手の力量を高めようとは考えず、相手の理解を得る工夫と努力が必要になります。しかし、自信はなく、自分相手には、日々の実践は、畏敬と優しさをもつて相手に触れ、それに応答し、行為の意味を発見し、相手の生活の充実を願つて共に在ります。そして、われわれと相手の関係は、自分も変化しつつあります。そのため、「適時・適切・適度な支援」という視点を忘れてはならないと思います。つまり、相手は自分の「要望」が受け止められなかつたと思つてしまふかもしれません。支援者が適切の「要望」を拒否するといふことは、相手の様子から見ると、それが不快な様子や拒否したことから対応であります。

「つどいの家」は銀河である

支援制度変更もある。措置制度から、今は職員を呼ぶのが通所者を「利用者がいる」が变成了。「措置」はサービスを選んで、「契約」をするという仕組みに変わった。提供したサービスに対する行政が支援する。サービスの提供者は施設であり、実行する職員、スタッフである。サービスの質が悪ければ利用者は離れ、施設は衰退する。従つて職員の質が問わることになる。

国は政治も混迷、福祉政策もゆらぐなか、平成23年（2011年）3月11日、マグニチュード9の未曾有の東日本大震災が襲う。仙台市内も最大震度6強の大地震に見

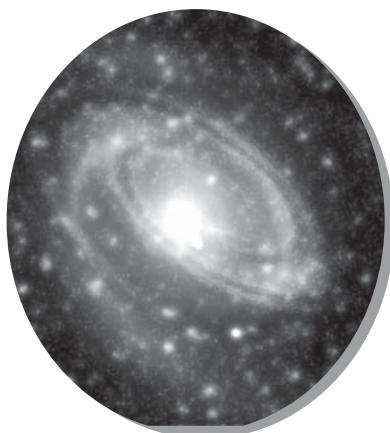
開設の「支倉つどいの家」の中での所施設設置の風穴を開けたものとして意義は大きかつたと言える。しようがい者の保護者、設立者の懸命の活動によって実現できたことであることは言うまでもないが、その切実な訴えを受け止め、市の施設の一部使用を認めた仙台市理である。また大きな支えとなつたの

「社会福祉法人つどいの家」はある人も、地域社会で差別されることなく、いきいきと自立した地域生活ができるよう、自己実現の場を保障し、支援することを基本理念に掲げる。私はこの理念を全面的に支持する。私は「仙台つどいの家」に通所するしようがい者の父親である。一つどいとの関わりは30年になり、現在は評議員の一員として携わっている。評議員会は「社会福祉法人つどいの家」の諮問機関である。法人運営にあたつての具体的な執行権限や責任を持つのは理事会である。しかし、評議員会は単に理事会に対するチエック機能

舞われ、「つどいの家」の各施設は大被害を受けた。中でも「仙台くらはうす」は全壊となつた。あくらはうすの惨状の中で職員スタッフはどうしたものなかつたのである。この力が「つどい」を支えていると私は思う。

福祉の世界は、N P O 法の設立によつて、民間非営利団体が事業に参入、いまや福祉ビジネスと言われるようになつた。規模拡大を図るところもある。施設が大きくなると設立者の声が届きにくくなり、施設長、管理職の職務意識が薄らぎ職員のモラルが低下する。設立者の理念がいかに崇高である。組織全體に浸透し、実践されていなければ意味はない。モラルの低い施設には、ある特徴がある。情報は幹部だけにとどまらない現場に届かず、全体に共有されない。現場に不満が生じ、仕事も惰性になる。特に施設臭を感じる。保護者も気づいていない。施設を通わせる。特に施設臭をもつどいの家」とグレープホームの惨状の中でも、「仙台くらはうす」は全壊となつた。あくらはうすの惨状の中で職員スタッフはどうしたものなかつたのである。この力が「つどい」を支えていると私は思う。

福祉の世界は、N P O 法の設立によつて、民間非営利団体が事業に参入、いまや福祉ビジネスと言われるようになつた。規模拡大を図るところもある。施設が大きくなると設立者の声が届きにくくなり、施設長、管理職の職務意識が薄らぎ職員のモラルが低下する。設立者の理念がいかに崇高である。組織全體に浸透し、実践されていなければ意味はない。モラルの低い施設には、ある特徴がある。情報は幹部だけにとどまらない現場に届かず、全体に共有されない。現場に不満が生じ、仕事も惰性になる。特に施設臭を



歌詞はたいへん意味だ。子どもらは星であり、施設は星座である。「つどいの家」はさしずめ銀河である。

私はそんなふうに答える。
私は息子を「つどいの家」に通わせていることを誇りに思ひ、スタッフを愛している。だから、いのちあるかぎりこの銀河を見続ける。

「木星は流れ星の銀河がたたらしく、夜空に枯らしが絶ち、星は寂な中で巡る。冬の夜は星が無限の河をめぐる。北極星は星の座標を指し、さうして星はめぐる。」

だけではなく、法人が社会的責任を適切に果たしているか、また、今後どのように責任を果たすべきなのかといったことを、理事会とは異なつた立場から広い視野に立て議論する機関でもあると認識している。

「つどいの家」ってどんなところですか、と聞かれることがある。そんなとき私は、堀内敬三作詞の「冬の星座」（昭和22年（1947）国定教科書中学音楽）の歌詞に

八木山つどいの家
～生活介護事業へ移行～

八木山つどいの家 管理者 佐藤秋男

さて、生活介護事業では、一人ひとりの思いを大切に、自己実現できるよう支援します。アート活動で創り上げた作品を中庭に展示し、アート空間を演出。建物は道路に囲まれ、音楽活動も思う存分できます。また、地下鉄駅が目の前ですので、沿線にある遊歩道や西公園での散歩、美術館で陶芸街中アートケーブル散策など、短時間で移動し様々な活動が可能に。これまで通り作業品販売会にも出向きますが、地下鉄沿線の手作り市を参考にしながら、福祉のアート化に取り組みたいと思います。また、八木山地区の地域活性化の一助となれるよう、地域交流室（カーフェ）を併設することにいたしました。地域の方をはじめ、隣接する市民センターを利用した後に、気軽に立ち寄つていただけるカーフェとして提供できればと思います。



室内の様子



施設外観

八木山つどいの家 管理者 佐藤秋男
障害者小規模地域活動センターとして運営しておりましたが、二
一・二年を鑑み、定員数を増員できる
事業展開が求められることから、
市と協議を重ね、28年10月より生
活介護事業へ移行する運びとなり
ました。鉄筋コンクリート平屋建
ての事業所は東日本大震災には耐
えましたが、老朽化に伴い、建物内
外の改修は必須となります。定員
数を増やすために室内空間の活用
の工夫、食事の提供方法、中庭や
フェンスなどの外観整備もあり、工
事費用は当初の予想を超えていま
す。従つて皆様にご支援をお願い
申し上げている次第です。どうぞ

時には、コンサートやギャラリー、手作り品の展示販売やワークショッピングなどの開催をPRすることで、目的客も増えることでしょう。表現の発信地として多目的に利用していくいただきながら、しようとがいのある人もない人もカフェを通じて交流の輪が広がり、人と人がつながる温もりのあるカフェを目指します。ご存知のように、地下鉄東西線開業により、バス路線再編で駅前にバスが集中し、さらに3本のアクセスマップ道路が新設され、八木山大通りは交通量が急増。外壁が真っ白でシンプルなため、親しみやすく目を引くデザインが必要と。いうことで、関係者の協力をもとに、モザイクタイルアートで壁面を装飾することにしました。八木山の新たなスポットになるよう努めておりますので、楽しみにしてください。

つどいの家における 聖詩防止の

びほつと南光台 管理者 福地 慎治
(権利擁護・虐待防止委員会担当)



『はなしすっぺし！』好きなこと♪』の様子
11月27日に実施した



- 6 -

地域生活支援事業所の 見えてきた課題

ピボット若林 管理者 渡部 正史

平成14年度開設から14年目、改めてピボット若林の歩みを振り返りますと、当時不足していたレスパイント機能や地域生活における相談機能の充実、そしてしうるがいの重い方々の居宅介護や移動支援サービスの拡充をすべく三つの機能を有した多機能型地域生活サポートセンターとして先駆的に取り組んでまいりました。

今では市内全域に様々な団体や事業所が地域生活支援サービスを開設しており、14年前に比べるとずいぶんと整備されてきたものと感概深い思いになります。

先の大震災より5年という月日が流れ、様々な生活や環境の変化が数多く受けられたところでしめたが、我々も少しずつ現状に留まることなく長く積み重ねてきた事業の振り返りと反省を行なながら、新たな課題解決に向けて取り組み始めたところでもあります。

27年度から29年度ぐらいまでを目途に各事業が抱えている課題について以下の通り整理し今後の取り組みをしていきたいと思います。

●相談支援事業

「くれよん」より

計画相談導入により委託の相談と計画相談の業務がオーバーワークとなりじっくりと時間をかけたケースワークができにくいため現状にあります。さらには、総合支援法

●レスパイト事業

「すきっぷ」より

ピボット若林における近隣の騒音苦情解消に向けた取り組みとして、土日の利用制限や車両乗り入れ制限など実施してまいりました。しかし、利用者に迷惑をかける訳



●障害者ホームヘルプサービス事業

「びほつと」より

昨年度の10月に南光台にホームヘルプサービス事業「ペんたす」を立ち上げ、本年10月には利用エリ



前の旧法時代に設定された委託費（人員配置）が知的障害関係のみ10年たった今でも2名体制を強いられたままです。法人独自で3名以上の体制を整えておりますが赤字続きの現状です。仙台市が相談事業の在り方をこのままに良しとするのであれば事業存続の検討もせざるを得ません。且つ市と区の障害者自立支援協議会の役割も相談事業としては大きく、地域生活支援（地域づくり）の推進のためには欠かせない人材・役割だと考えておるのでですが。

以前の旧法時代に設定された委託費（人員配置）が知的障害関係のみ10年たった今でも2名体制を強いられた形でレスパイトを実施していますが、管理上いつまでも二重の活動場所で行つていくわけにもいきません。また、バリアフリーではない建物なので車いすの方の利用が厳しいことや、人数も2、3人の受け入れが限界のスペースのことで、暫定的な活動場所と考えております。今後、安心して過ごせるレスパイト事業の場所を何らかの方法を検討して整備していくと考えております。

以上の通り、事業ごとに大きな課題を抱えています。今まで以上に質の高い支援を提供していくためには、そこで働く職員に働きと働いていただきなければなりません。また、当然のごとくその能力向上にも努めていますが、それはなりません。我々管理者が現場の働きをきちんと把握し、働く職員が働き甲斐や働きやすさを十分に感じることができるように努めたいと思いますが、まだ至らず終まい。日々精進ですね。

上野千鶴子氏講演会

『当事者主権』

「私のことは私が決める』

社会福祉法人つどいの家
つどいの家後援会 共催

仙台つどいの家管理者 山口 収
(後援会担当)

昨年9月4日、仙台市宮城野区文化センター・パトナホールにて、法人と後援会共催による講演会を開催いたしました。今回は社会学者として著名な上野千鶴子氏をお招きし、約2時間にわたり『当事者主権 私のことは私が決める』というテーマで、ご講演いただきました。

上野さんは講演で、「現在の介護施設は本人の希望よりも介護する側の都合が優先されているケースが多い。介護保険を使わないことが自立と位置付けられている」と指摘、「望ましい介護を実現するためには利用者が権利意識を持つて要求していかなければならない」と述べられました。また、地域コミュニティづくりの仕掛けとして各地の地道な取り組みが紹介され、たいへん刺激になりました。

講演全体を通して、サービス提供者の都合に関わらず『主権』はあくまでも『当事者』にあるということを中心にお話しされており、

がいのある人たちも当たり前に地域で暮らせる社会の実現を目指し、日々権利擁護の視点を大事にして活動しているつどいの家へのエールのように感じられました。ご多忙にも関わらず講演をお引き受けいただいた上野さん、当日会場に足をお運びいただいたみなさ

ま、ありがとうございました。
当日は県内外より300名を越える方々にご参加いただきました。ご記入いただいたアンケートから皆様の声を一部ご紹介いたします。

◆自信過剰になり迷いを失ったケアは堕落するという言葉が骨身にしみます。どんどん迷いを持つ、感じることは考えてみれば当たり前のことですね。(60代男性)

◆とても興味深く聴きました。これらの生き方にさまざまヒントを頂いたように思います。いい企画でした。感謝しています。(70代女性)

◆ユーモアを入れながらの鋭い視点のお話に時間があつという間でした。ステキだな、上野千鶴子さん!へアスタイルも今日のお洋服もキュートです。(50代女性)

◆女性の味方のようなイメージで、男性に厳しいなど感じました。まだまだ自分が未熟なので、すべてを理解するには至りませんでしたが、今日の講演内容を心の片隅に置いて成熟した頃にしっかりと理解できると良いと思いました。(20代女性)

◆ハッピーな介護者でなければハッピーハッピーな介護はできないという言葉に引きつけられ、とても興味を持ち聞き入ってしまいました。福祉に携わる者として大切に考えていかなければならぬ「ケア」、「人権」について改めて感じること、学ぶこと、気

づくことが多くとも充実した日になりました。(20代女性)

◆母が介護の予備軍となり、日々自分の感情を制御しなければならない状況となりケア!!非暴力を学ぶ実践が心に残りました。またつどいの家のことも知ることができて良い機会となりました。(20代女性)

今後もつどいの家を知つていただきょうがいのある方の理解を広げるために、各種セミナーやイベント等を企画して参ります。ご期待ください。

東日本大震災で大きく被災した建物は皆さまのご支援により、無事再建することができました。ご協力ありがとうございました。しかしながら、親の高齢化やグレープホームの設置、人材不足等、当法人が対応すべき課題は山積しており、まだまだ皆様のご支援が必要です。「どんなに重いしがいのある人も、地域で差別されることなく、いきいきと自立した生活ができるよう、自己実現の場を保障・支援する」つどいの家の理念をご理解の上、後援会へご加入下さいますようお願い申し上げます。

法人(団体)会員 一口年一萬円
一般会員 一口年三千円
賛助会員(学生・主婦) 一口年五百円
協力会員 募金箱設置等
《振込先》名義 つどいの家後援会
・ 七十七銀行南光台支店 (普) 5231680

・ 郵便局 02280-15-30214
つどいの家後援会事務局
(つどいの家・コペル内)
電話 011-(七八)一五七一



法人会報「つどい」第21号をお届け

いたします。
社会福祉法人に対する大きな改革が始まろうとしています。

求められている仕組に対応していくだけでも、これからかなりの労力が費やされるでしょう。

福祉を取り巻く環境や情勢は変化が目まぐるしく、厳しいですが、将来を見据えながら様々な課題や、情勢等に

対応できるよう、しっかりと情報収集等を行い、職員一人ひとり努力しなければと思います。

今後とも当法人の運営にご支援ご協

力を賜りますようお願い申し上げます。

つどい第21号に対してもご意見、ご感想などございましたら、お寄せ下さい。

(編集部一同)

「後援会」入会のお願い

